

2011年9月30日(金)
日本財団ビル2階会議室

東京財団フォーラム第40回「番号制度導入からみた税・社会保障改革」

番号制度と情報プライバシー

新潟大学法科大学院 教授 鈴木 正朝

1. 「番号」(マイナンバー) 導入の弊害

(1) 番号制度は目的ではなく手段である

- 目的 「社会保障と税の一体改革」(抜本改革でなければ意味がない)
(生存権を保障するに足りる安定的恒常的財源の確保(財政再建))
- 手段 「番号制度」(手段の一つにすぎない)

*番号制度の費用対効果—予算に見合った効果はあるのか?

- 手段である番号制の必要性及び費用対効果の論証の強度は、目的である「社会保障と税の一体改革」の内容と改革の程度に依存する(政治問題)
- 布石としての意義など効果測定の時間的なスコープの取り方にも影響される

(2) 番号制度を濫用した行政権による監視社会化を抑止するしくみが必要である

- 行政の視点—平等の保障(税と社会保障の公平性)
生存権の保障(年金、医療、介護等)
効率性の確保(税と社会保障の効率性)
- 国民の視点—自由(権)の保障
情報プライバシー権の保障
行政サービスの維持・向上(費用対効果)

- ・監視社会とは何か
- ・国民のどのような権利(人権)が侵害され得るのか
- ・無管理社会は容認され得るか

*個人情報の流出リスク拡大?

番号制度の導入は、個人情報の流出リスクを拡大させるか
 個人情報の流出リスク拡大の要因は何か
 →デジタル化、ネットワーク化が主因である。

2. 組織と権限－国家による情報の一元的管理の回避と権限分立のあり方

(1) 権限の分立はどうあるべきか (私案)

権限	組織 (主管官庁)
(1) 番号法の主管 →個人情報保護法の主管	第三者機関 (3条機関) ・準立法的機能 (ガイドラインの策定) →日本版インフォメーション・コミッショナー
(2) 情報保有機関	(中央) 厚労省、国税庁等 (地方) 地方公共団体 (民間) 企業 (民－民－官)
(3) 付番機関	総務省
(4) 情報連携基盤の運用機関	内閣官房
(5) マイポータルの運用機関	内閣府
(6) 情報影響評価・監査機関	第三者機関 (3条機関)
(7) 住民基本台帳ネットワーク	総務省 (付番と関連)

(2) プライバシー・インパクト・アセスメント (PIA) のあり方

－「情報影響評価」との違い

- 個人の尊重または情報プライバシー権による憲法的規律でなければならない。
- 基本事項は法定、詳細事項は第三者機関のガイドライン (告示)
- 情報セキュリティ対策と情報プライバシー保護の対応は基準を分ける。

- 利用目的の制限は厳格に遵守されなければならない。
- 情報連携は、必要最小限でなければならない。
- ネガティブ情報の世代間の連携は原則禁止されなければならない。

- 電子政府化の促進、行政の効率性の確保と行政サービスの維持・向上
(コンサルティング的対応、2つの評価基準)
- 費用対効果

- 人材育成 (情報技術、法律、行政実務)

3. 法的に規律すべき「番号」とはどのような性質を有するものか

(1) 番号の性質

○悉皆性

日本国内で納税し社会保障による給付を受ける者全員に皆ことごとく付番されること。

○唯一無二性

上述した者ひとりにひとりにそれぞれ唯一無二の番号が付されること。

(2) 利用形態

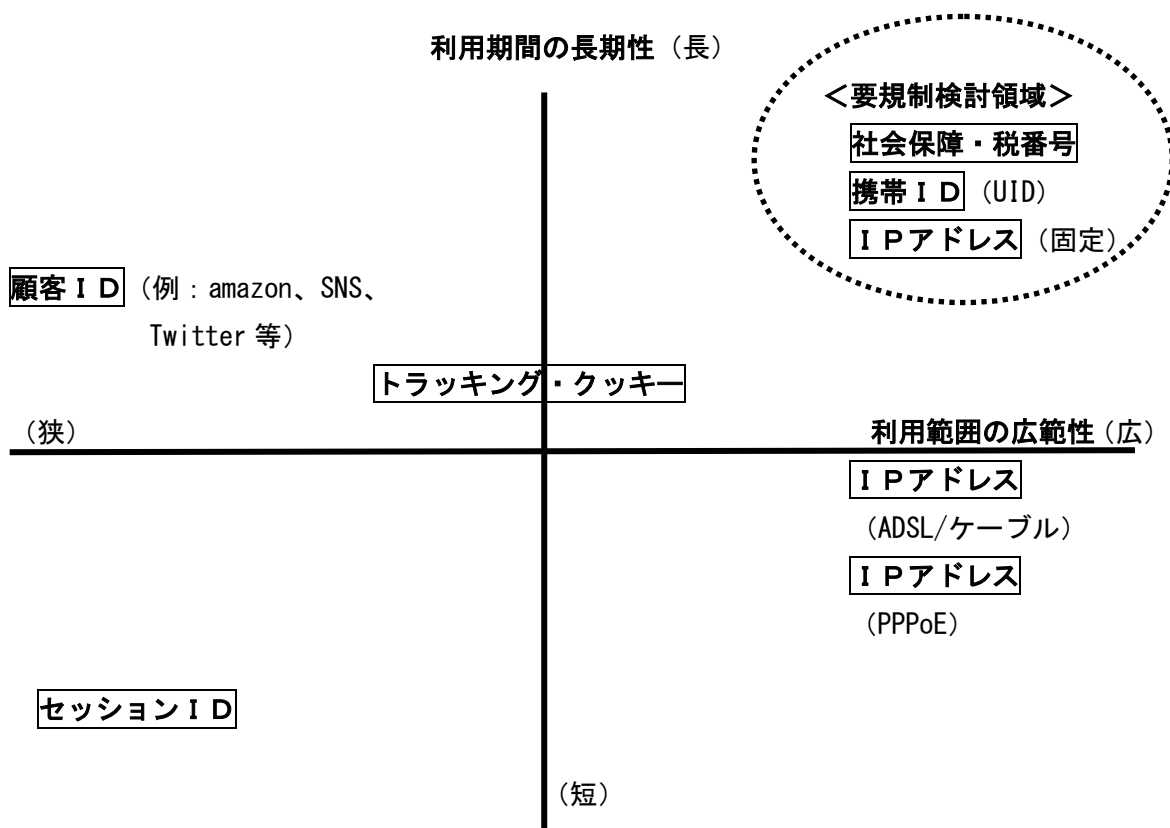
○利用期間の長期性（時間的な問題）

年金のように国民一人ひとりの情報が生涯を通じて「タテ」につながる。

○利用範囲の広範性（空間的・分野横断的な問題）

医療・介護など制度横断的に自己負担上限額を定める場合のように国民一人ひとりの情報が分野を超えて「ヨコ」につながる。

図1 多様な番号と法的規律の必要性



(高木 浩光 産業技術総合研究所 主任研究員の資料)

図2 番号（識別子）の提供

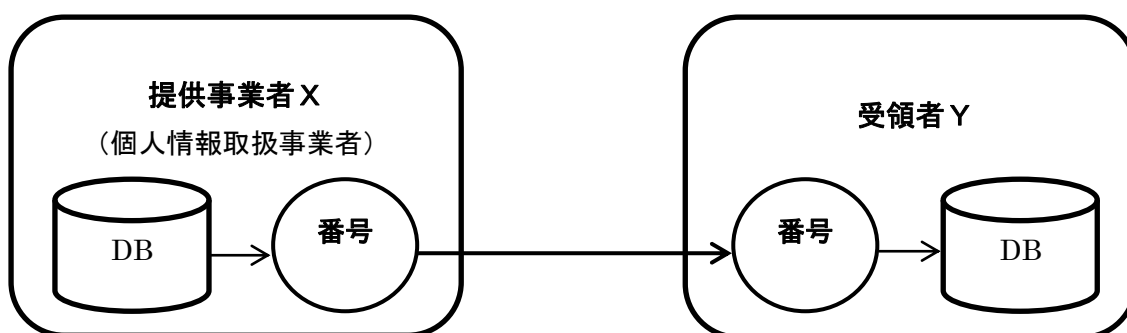


表1 番号の提供と個人情報保護法 23 条の適用の有無

提供事業者X	→データの提供→	受領者Y	法 23 条適用の有無
特定個人識別性あり ○	「個人データ」 の提供	特定個人識別性あり ○	あり
特定個人識別性なし ×	番号の提供	特定個人識別性なし ×	なし
特定個人識別性なし ×	番号の提供	特定個人識別性あり ○	なし
特定個人識別性あり ○	番号（識別子） の提供	特定個人識別性なし ×	あり（経産省） なし（総務省）

4. 「番号」に係る個人情報とは？

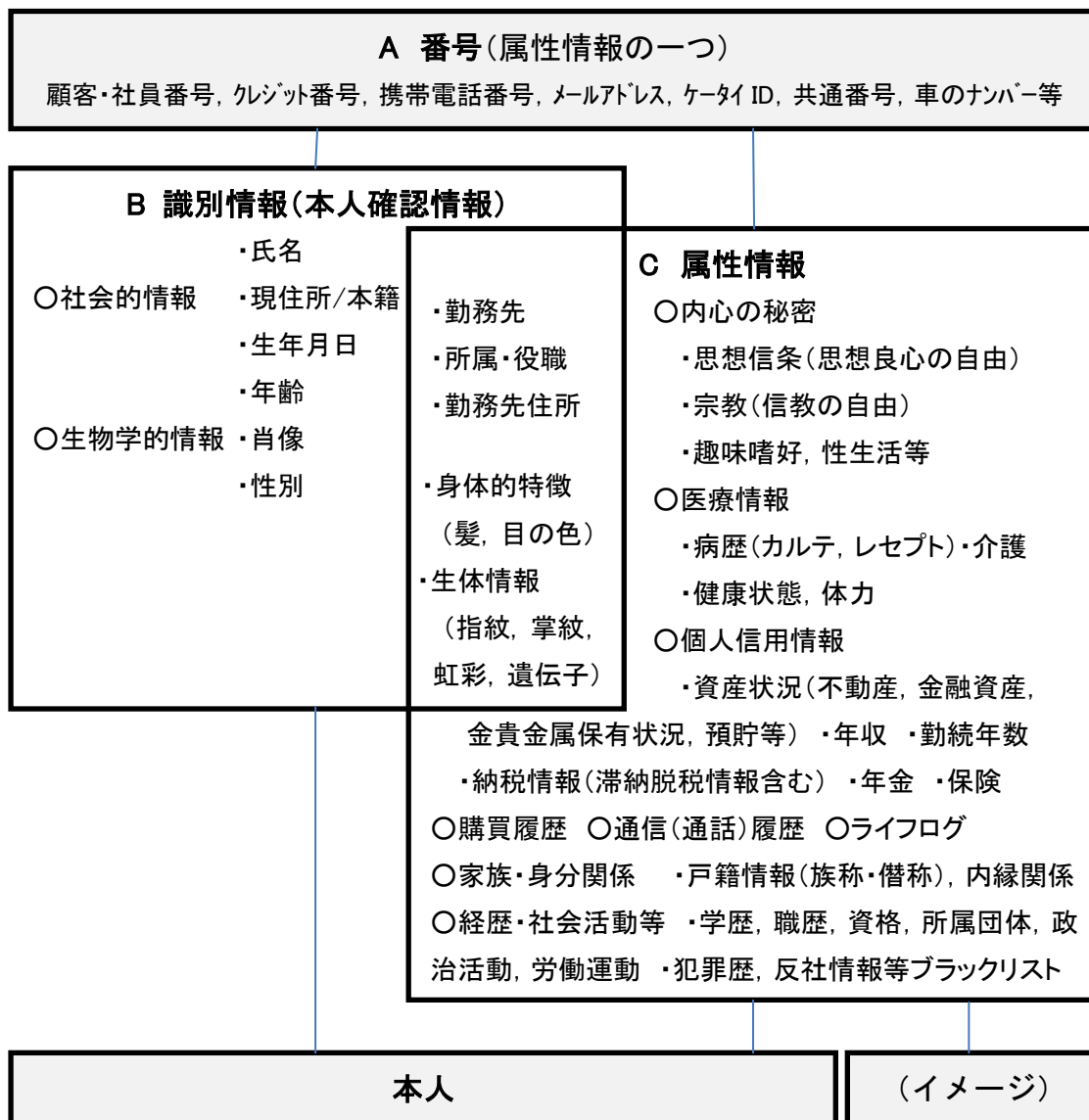
(1) 特定個人の識別情報（取り扱っている情報から、特定の個人を識別できる場合）

- ① A（識別情報）
- ② A（識別情報） + B（属性情報）
- ③ A（識別情報） + C（「番号」等識別子）
- ④ A（識別情報） + B（属性情報） + C（「番号」等識別子）

(2) 特定個人の識別「可能」情報（取り扱っている情報だけでは特定個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合）

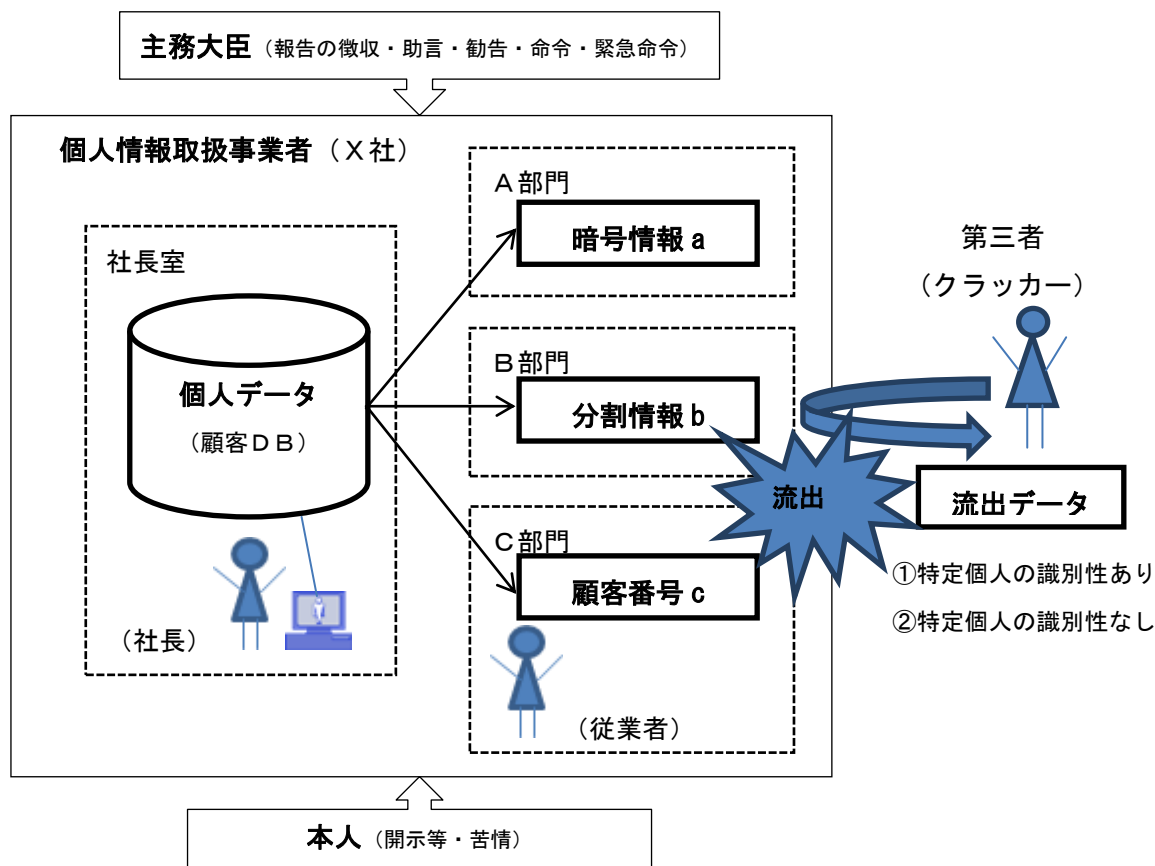
- ① C（「番号」等識別子）
- ② C（「番号」等識別子） + B（属性情報）
- ③ B（属性情報）

図3 個人情報としての番号、識別情報、属性情報



5. 「個人情報」の定義と安全管理義務（情報漏えい問題）の混乱
 ー個人情報保護法制の一体改正の必要性

図 4



誰を基準に判断するかという点から、考え方を分類すると次の説があり得る。

A説（規制事業者基準説）：主務大臣の規制対象となる、または本人の開示等の求めや苦情の申出先となる「個人情報取扱事業者」を主体として判断するという考え方

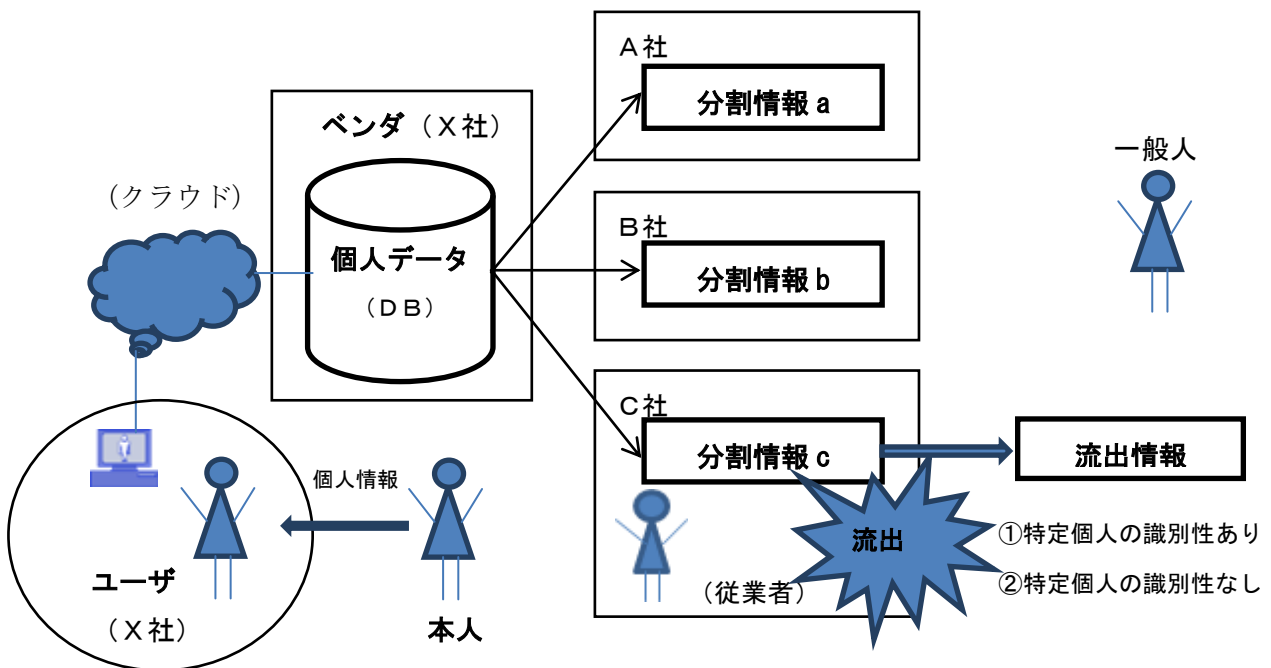
B説（従業者基準説）：規制される「個人情報取扱事業者」を判断の基準にしつつも、具体的に個人情報を取り扱っている者（自然人）を主体に判断するという考え方

C説（受領者基準説）：個人データの外部への移行を伴う場合、すなわち、委託及び第三者提供については受領者、漏えいについては取得者または取得可能な者（C1説）、本人（C2説）、または一般人（C3説）を主体として判断する。この場合の受領者及び取得者は、個人情報取扱事業者または事業者であることを要しないとするという考え方

D説（一般人基準説）：一般人を主体として客観的に判断するという考え方。

E説（総合判断説）：誰が判断するかという観点からだけでなく本人の権利利益の保護という観点を含め総合的に判断するという考え方。

図5 クラウドの事例



*X社の安全管理義務違反を問い得るか？

*C社の安全管理義務違反はどうか？